

木下公定編纂『新撰自註桑華蒙求』叙文を読む

瀬戸裕子

はじめに

備中足守藩の第六代藩主木下公定（一六五二—一七三〇）が編纂した『新撰自註桑華蒙求』（岡山市指定重要文化財、岡山シテイミュージアム寄託、以後『桑華蒙求』と省略する）は、その叙文と跋文の記録から、宝永七年（一七一〇）から正徳年間に成立したと考えられる。今回はこの叙文を読み、公定の教養の一端を紹介する。

一 『桑華蒙求』の編成

『桑華蒙求』は、上巻・中巻・下巻の全三巻からなり、それぞれ縦二六・一、横一九・二の版本である。

装丁は四つ目綴じで、表紙の左上に題箋が付されているが、この題箋の周囲には巾三ミリ程度の金地の紙が貼り付けられており、状態も比較的良いため、この版本については藩主の持ち物であった可能性が高いと考えられる。

上巻は、表紙・見返し・序文・叙・凡例・引書・標題・本文からなる全七一丁、中巻は表紙・見返し・標題・本文の全八二丁、下巻は表紙・見返し・標題・本文・跋文の全八二丁からなる。

各巻はすべて漢文で記され、本書の標題は日中の説話にちなんだ四字句であらわされている。例えば、日本の豊臣秀吉を「豊国猿面」、中国の劉

邦を「漢祖龍顔」（『桑華蒙求』下巻より）というように、日中で話の似たものを対比させて交互に紹介しており、上巻は日本の話が一〇〇題、中国の話が一〇〇題の計二〇〇題、中巻は日本の話が一〇四題、中国の話が一〇四題の計二〇八題、下巻は日本の話が一〇二題、中国の話が一〇二題の計二〇四題で、全巻合わせて六一二題もの話が収載されている。

また、上巻の九丁表から十丁裏にかけての引書一覧には、編纂に際して公定が参考にした日中の書物名が記され、和書が五〇冊、漢籍が二十四冊の計七十四冊が紹介されている。

二 叙文を読む

木下公定の叙文は、『桑華蒙求』上巻の四丁表から六丁裏に記載されている。この章では、原文を書き下し、訳を付してその内容を紹介する。

【史料】

桑華蒙求叙

有_レ異域有_レ焉。本朝無_レ焉者_二邪。曰。虎豹是也。有_レ上古有_レ焉。後世無_レ焉者_二邪。曰。聖人是也。然虎豹遺_レ皮。則雖_レ不_レ見_レ血肉_一足矣。聖人乘_レ教。則雖_レ不_レ對_三面目_一亦可也。吾邦雖_レ小。文物制度。頗与_三中華_一相類。決非_レ如_二被髮文身。鯁冠棘縫之族_一。況太古天神降。地祇産。夫神人超_三過聖人_一。蓋亦一等矣。昔舍人王著_二日本書記_一。爾来史才世

不匱。続日本書紀。日本後紀。文徳実録。三代実録等書。比比並出。但惜中世以降。無二繼武而作者。間雖史館有記録。秘在官庫。非凡下容易所閱覽。幸有稗官小説。而足知古今梗概。故予読書の暇。毎見彼人物行実。可_レ以勸奨者。自摘抄之。却将中華人才性行相似者。来配偶焉。実得数百件。遂用韻語。自號曰桑華蒙求。夫蒙求之作。権輿于唐李瀚氏。逮于皇明柳氏。統蒙求。九我新蒙求。及雪堂禪蒙求。繼作。不啻于此而已。今予所著述。唱以扶桑之前縦。対以中華之故事。只恐不免_レ円鑿方柄之謗。然亦千里遵尊羹。対王家羊酪之遺意歟。不敢望博洽君子之一顧。偏助吾家童蒙已矣。葵峯豊公定

〈書き下し文〉

異域に有りて本朝に無き者有りや。曰く虎豹是なりと。上古に有りて後世に無き者有りや。曰く聖人はなりと。然れども虎豹の皮を遺すときは則ち血肉を見ずと雖も足れり。聖人の教を乗るときは則ち面目に対せずと雖も可なり。吾邦小なりと雖も文物制度頗る中華と相類す。決して被髮文身、鯁冠秣縫の族の如きには非ず。況んや太古に天神降り、地祇産す。夫れ神人の聖人に超過したまふ。蓋し一等なり。昔、舍人王は日本書記を著す。爾来史才世々匱からず。続日本書紀、日本後紀、文徳実録、三代実録等の書、比比として並び出ず。但だ惜むらくは中世より以降、武を継ぎて作る者無し。間々史館に記録有りと雖も、秘して官庫に在り、凡下容易に閲覽する所に非ず。幸に稗官の小説有りて古今の梗概を知るに足れり。故に予は読書の暇に彼の人物の行実の以て勸奨す可き者を見る毎に、自ら之を摘抄す。却て中華の人才性行相似たる者を將ち来りて配偶す。実に数百件を得たり。遂に韻語を用ひて自ら號して桑華蒙求と曰ふ。夫れ蒙求の作は有唐の李瀚氏に権輿し、皇明の柳氏が統蒙求、九我が新蒙求及び雪堂が禪蒙求是継ぎて作るに逮ふるも。啻だ此れのみならず。今、予が著述する所、唱るに扶桑の前縦を以て対するに中華の故事を以てす。

只恐らくは円鑿方柄の謗を免れず。然れども千里の尊羹は王家の羊酪に対するの遺意かや。敢て博洽の君子の一顧を望むにあらず。偏に吾家の童蒙を助けんがのみなり。

〈訳文〉

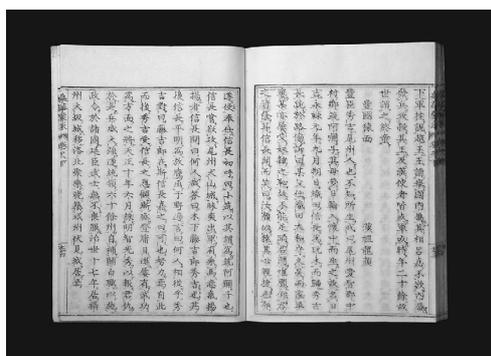
外国にあって我が国に無いものとはなにか。虎や豹のことだろうか。太古にあって後の世に無いものとはなにか。聖人のことだろうか。けれども、虎や豹は皮が残っていれば血と肉を見なくてもわかる。聖人の教えが残っていれば、その容貌を見ることができなくても問題はない。日本は小さな国であるけれども、学問・芸術・法律・制度など、すこぶる中国との類似点がある。決して、髪をざんばらにして体に入れ墨をし、ナマズの冠を被って縫い目のまばらな衣服を着ているような野蛮な風俗ではない。まして、太古には天神が降り、地神が現れている。その神は聖人よりも一等上の存在である。昔、舍人王が『日本書紀』を著した。それ以来、国の記録をつかさどる役人は尽きなかった。『続日本(書)紀』、『日本後紀』、『続日本後紀』、『文徳実録』、『三代実録』などの書が、次々と世に並び出ている。ただ惜しいことに、中世以降は武士の世が続く、国の歴史を編纂する者がいなくなってしまう。史館に記録はあるが、政府の書庫に収められ、容易に閲覽することができない状況にある。幸いに、歴史小説などで古今のあらましは知ることができる。ゆえに、私は読書の暇をみて、古人の行動・功績の中で自らの行いの参考となる話を抜き出し、中国の歴史上の人物で性格や行いの似たものを添わせてみると、実に数百件にもなった。ついに韻を用いて、自ら『桑華蒙求』と名付けた。『蒙求』は唐代の李瀚が編纂したもので、皇明の柳氏が『統蒙求』、九我が『新蒙求』および雪堂が『禪蒙求』と次々に編纂されたが、これだけではない。今、私が著述するのは、扶桑の前に挙げて中国の故事を後ろに置いて対比させている。ただ私が恐れているのは、鑿の丸い穴に四角い柄をねじ込むような無理がないかということである。しかし、千里湖の尊羹は王家の羊酪よりも素晴ら

しい素材という。したがって、この書物は博学者たちのものではなく、わが藩の子どもたちの教えとするために編纂したものである。

この叙文の中の「但惜中世以降。無繼^レ武而作者^一。間雖^レ史館有^レ記録^一。秘在^レ官庫^一。非^レ凡^レ下容易所^レ閲覽^一。」の一節からは、公定の率直な嘆きが伝わる。武士の台頭により武が重視され始め、後に続く歴史書の出版が途絶えたこと、また、史館（歴史を編集する役所）に記録があってもそれらを簡単に閲覽できないというもどかしさに、『桑華蒙求』が生まれる根幹があったと考えられる。それでも、「幸有^レ稗官小説^一。而足^レ知^レ古今梗概^一。」であるから、自らの行いの参考にと蒐集した日中の話が、ある程度量を生じたというのが、編纂にあたる大きな動機の一つではなからうか。

『蒙求』そのものは、唐の李瀚が編纂した人物故事集であり、平安時代初期に日本に伝わったとされている。以降は、学習書として用いられ、「勸学院の雀は蒙求をさえざる」といわれるほど多くの人々に読み親しまれてきた書物である。公定の叙文の最後にある「偏助^レ吾家童蒙^一已矣^一。」という一節からすれば、『蒙求』に倣い、藩の児童に教訓を教えることを目的として『桑華蒙求』を編纂したといえよう。

このことについての喩えが面白く、呉の陸機の説話を示した一節「然亦千里遵^レ蓴羹^一。对^レ王家羊酪^一之遺意歟^一。」では、王家の羊酪（発酵食品）を博学者、千里湖の蓴羹を藩の子どもたちに見立てており、千里湖の蓴羹はもとの素材がよく、少しの味付けで美味しくなるように、藩の子どもたちも教育次第で素晴らしい人間に育つことを示し、編纂の意義を唱えている。叙文の終わりで、公定は自らを「葵峯豊公定」と号しており、徳川家と豊臣家の関連を想起させるが、この意図については更なる考証の余地がある。



写真上：『桑華蒙求』版木

写真左下：『桑華蒙求』下巻、写真右下：『桑華蒙求』版本

おわりに

本稿は、『桑華蒙求』における木下公定の叙文を読み、編纂の動機と目的を知るための導入としたものである。本資料は、版本・板木ともにすべて現存しているため、両者あわせた研究が可能であり、先行研究^{〔1〕}もいくつ公开发表されているため、それらの活用も不可欠である。

なお、木下家関連の文書類は、現在岡山県立記録資料館に「足守藩主木下家資料」として寄託されている。公定に関する文書も多数現存し、『桑華蒙求』の草稿なども含まれているため、版行されたものとの照合も必要であろう。

公定の教養および学問がどのように形成され、『桑華蒙求』編纂に繋がったのか、また、版木については、その制作年などの考察も今後の課題となる。

なお、本資料は平成二十六年度に岡山シティミュージアムで開催した特別展「岡山に生きた豊臣家々備中足守藩 木下家資料」において、版本・板木ともに展示公開を行っている。その際に刊行した展覧会図録の中で、『桑華蒙求』の版本の修復に焦点を当てた記事を掲載しているので、拙稿ではあるが興味のある方は参照いただきたい。

〈注〉

(1) 『桑華蒙求』の代表的な先行研究として市井の研究者・吉田哲郎氏による訳注が私家本として発行されている。吉田氏自身が手書きしたものを複製・製本したもので、部数はごく限られているが、岡山県総合文化センター(岡山県立図書館)で閲覧が可能である。

- ・吉田哲郎『年代順桑華蒙求一覽 扶桑之部』(私家本、一九九二)
- ・吉田哲郎『桑華蒙求訳註』全八冊(私家本、一九八九〜一九九四)
- ・吉田哲郎『新桑華蒙求物語』全七冊(私家本、一九八七〜一九九〇)

また、近年では、同志社女子大学表象文化学部日本語日本文学教授の本間洋一氏により『桑華蒙求』の出典に関する調査研究成果や、関連の論文も発表されている。

- ・本間洋一『桑華蒙求』概略・出典覚書』上巻、中巻、下巻(『同志社女子大学学術研究年報』第六三〜六五巻、二〇二二〜二〇二四)
- ・本間洋一『本朝世説』の基礎的研究と本文』(『同志社女子大学学術研究年報』第五六号、二〇〇五)
- ・本間洋一『本朝蒙求の基礎的研究』(和泉書院、二〇〇六)
- ・本間洋一『桑華蒙求』管見』(『同志社女子大学日本文学』十八号、二〇〇六)

〈付記〉

本稿を執筆するにあたりご協力をいただきました岡山県立記録資料館長 定兼学様、岡山シティミュージアム館長補佐 小野田伸様には、心より感謝いたします。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

(せと ゆうこ 岡山シティミュージアム)